

六戸町農業委員会 5月定例総会議事録

開催年月日	平成24年5月15日（火） 午後 4 時 00 分		
開催場所	六戸町役場 二階小会議室		
出席委員	1番 古里厚子	2番 小野寺邦男	3番 渡辺耕一
	5番 小泉兼雄	6番 三浦英雄	7番 山本英雄
	8番 木村喜和	9番 久田伸一	10番 四木俊一
	11番 新山秀男	12番 岡田寛視	13番 小林勲
	14番 高館孝	15番 金淵盛一	
欠席委員	4番 高坂義光		
職務のため出席した職員	事務局長・事務局次長・主査		
書記及び 議事録署名者	書 記 : 事務局主査 参 与 : 事務局長 議事録署名者 : 2番 小野寺邦男 委員 ・ 3番 渡辺耕一 委員		

議 案	
町 報告第 2号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
議案第 3号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第 4号	農地の転用事実に関する照会について

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1. 開 会	事務局	定刻になりましたのでこれより、5月農業委員会定例総会を開催します。六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておのますので総会が成立することを報告します。
		それでは、開会にあたりまして会長より挨拶をいただきます。
	会 長	金淵会長挨拶（省略）
	事務局	業務報告について局長よりお願いします。
	事務局長	資料に基づき業務報告を行う。
2. 開会宣言	事務局	六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が議長となり、総会の進行を行いますので宜しくお願いします。
	議 長	それでは、ただ今より5月総会を開会いたします。（4時分00分） 本日の欠席委員は11番新山秀男委員です。
	議 長	議事録署名委員の指名については、2番小野寺邦男委員・3番渡辺耕一委員を指名します。
	議 長	参与、書記の指名については、参与に事務局長、書記には事務局主査を指名します。
	議 長	会議規則第11条（法律第24条）の確認については、議案第3号において、9番久田伸一委員が該当しますので第3号議案審議の前に退席をお願いします。
3. 議事録署名委員の指名	議 長	
4. 参与、書記の指名	議 長	
5. 会議規則第11条の確認	議 長	

<p>報告第 2 号</p>	<p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>それでは、町議案の審議に入ります。 報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」ご説明致します。 農地法施行規則第 2 5 号第 1 項の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。 町議案 3 頁により説明（省略）</p> <p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p> <p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより、報告第 2 号を採決いたします。 おはかりいたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p> <p>異議なしと認めます。よって報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」は、原案のとおり承認することに決定致しました。</p>
<p>議案第 3 号</p>	<p>事務局長</p>	<p>つづいて、議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。審議に入る前に 11 番久田伸一委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明致します。 農地法第 1 8 条第 6 項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。 町議案 5 頁～ 8 頁により説明（省略）</p>

議案第 4 号	事務局長	以上により、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思います。
	議長	事務局の説明が終わりました、それでは委員の皆さまが現地調査をしておりますのでその結果について代表の委員より報告をお願いします。。
	代表 10番四木委員	古里職務代理他3名で農地法3条及び法務局照会の案件について現地調査を行いました、いずれも問題のない土地であります。
	議長	事務局及び代表委員よりの説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。
		～なしの声あり～
	議長	質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより議案第3号を採決します。 おはかりします、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 ～異議なしの声あり～
	議長	異議なしと認めます よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」は原案のとおり決することに決定しました。。 3号議案の審議が終わりましたので、久田委員の入室を求めます。
	議長	つづいて、議案第4号「農地の転用事実に関する照会について」を議題と致します。 事務局の説明を求めます。

	<p>事務局長</p>	<p>議案第24号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明致します。 青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので意見を求めるものであります。 議案10により説明(省略)</p>
	<p>議 長</p>	<p>事務局による説明が終わりましたので、質疑を受けます。 質疑ありませんか。</p> <p>～なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですから、質疑を終結いたします。 これより議案第4号を採決します。 おはかりします、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます よって、議案第4号「農地の転用事実に関する照会について」は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>以上をもちまして本日の全案件の審議が終了しましたので、5月総会を閉会致します。 お疲れさまでした。</p>